

広島県告示第三百九十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年四月七日

広島県知事 藤田雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	標榜している診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
医療法人社団 藤田小児科内科医院	福山市春日町三丁目一〇―二五	精神通院医療	小児科・内科・精神科	藤田 仁志	平成二〇年四月一日
河村小児科	廿日市市上平良三五八―一	精神通院医療	小児科	河村 隆	平成二〇年四月一日
櫻クリニク	安芸郡府中町柳ヶ丘四〇―一二二二階	精神通院医療	内科	山本 一郎	平成二〇年四月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
ふれあいローズ薬局	福山市野上町二丁目二二―二	精神通院医療	平成二〇年四月一日
サラダ薬局	福山市山手町二丁目三―一五	精神通院医療	平成二〇年四月一日
ピーチ薬局	安芸郡海田町新町二―二二	精神通院医療	平成二〇年四月一日
庄原スマイル薬局	庄原市西本町二丁目一〇―九	精神通院医療	平成二〇年四月一日
ほほえみ薬局	呉市伏原一丁目三―一〇	精神通院医療	平成二〇年四月一日
さんくす薬局呉店	呉市中央二丁目六―一〇	精神通院医療	平成二〇年四月一日
みどり薬局	東広島市安芸津町風早一三九四	精神通院医療	平成二〇年四月一日
甲田センター薬局	安芸高田市甲田町高田原一〇四五―一	精神通院医療	平成二〇年四月一日
訪問看護すばる	江田島市大柿町小古江六五二―一	精神通院医療	平成二〇年四月一日